

# 災害・鉱害発生時等の連絡方法

令和8年5月28日

関東東北産業保安監督部東北支部

# 災害・鉱害発生時等の連絡方法

## 法令に基づく鉱業権者の義務

鉱山保安法第41条第1項及び第2項

(鉱山保安法施行規則第45条及び第46条第1項表第1号～第24号)

- **災害、事故**(死者、休業3日以上見込負傷者、火災等)
- **鉱害**(坑水、廃水の排水基準超過等)
- **自然災害による被害**(水害、風害、雪害、震災等)



**被害の状況**を速やかに  
監督部に**電話**等で報告

※鉱害の場合、監督部への連絡とともに  
国土交通省河川事務所等へ連絡を

## 文書による要請事項

令和5年4月28日付け20230417産保東第4号

- **大雨(土砂災害警戒情報発令)**
- **震度5弱以上の地震**

が発生した場合



**被害の有無**を調査し  
**原則1時間以内**に  
監督部に**電話**等で報告

# 災害・鉱害発生時等の緊急連絡先

## 第1報は必ず電話連絡

### [昼間]

災害・  
鉱害発生時

鉱山及び  
関係機関



関東東北産業保安監督部東北支部			
災害 発生	鉱山 保安課	電話(直通)	022-221-4962
		電話(直通)	022-221-4964
		メール	bzl-thk-kouzan-jiko@meti.go.jp
鉱害 発生	鉱害 防止課	電話(直通)	022-221-4965
		電話(直通)	022-221-4968
		メール	bzl-thk-kouzan-jiko@meti.go.jp

注)直通番号に連絡がつかない場合は[夜間・休日]の番号へ連絡すること

### [夜間、休日]

災害・  
鉱害発生時

鉱山及び  
関係機関



災害 発生	鉱山保安課長	村上 健一(むらかみ けんいち) 080-5471-7211
鉱害 発生	鉱害防止課長	川名 和広(かわな かずひろ) 080-5471-7212

注)鉱山保安課長に連絡がつかない場合は鉱害防止課長へ連絡すること

注)鉱害防止課長に連絡がつかない場合は鉱山保安課長へ連絡すること